

平成27年7月17日（金）
草津市景観審議会
資料3

市内での太陽光発電設備等の設置にあたり 景観法に基づく届出対象案件に加えることについて

草津市都市計画課景観グループ

1 届出の対象となるエリアと行為

※ 届出対象行為の分類

建築物…建築物一体型：建築物の新築、増築、改築時、屋根材または外壁材として、
一体で設置するもの
(重点地区のみ)



工作物①【基準上は、建築物の外観変更（模様替えまたは色彩の変更）として取り扱う】

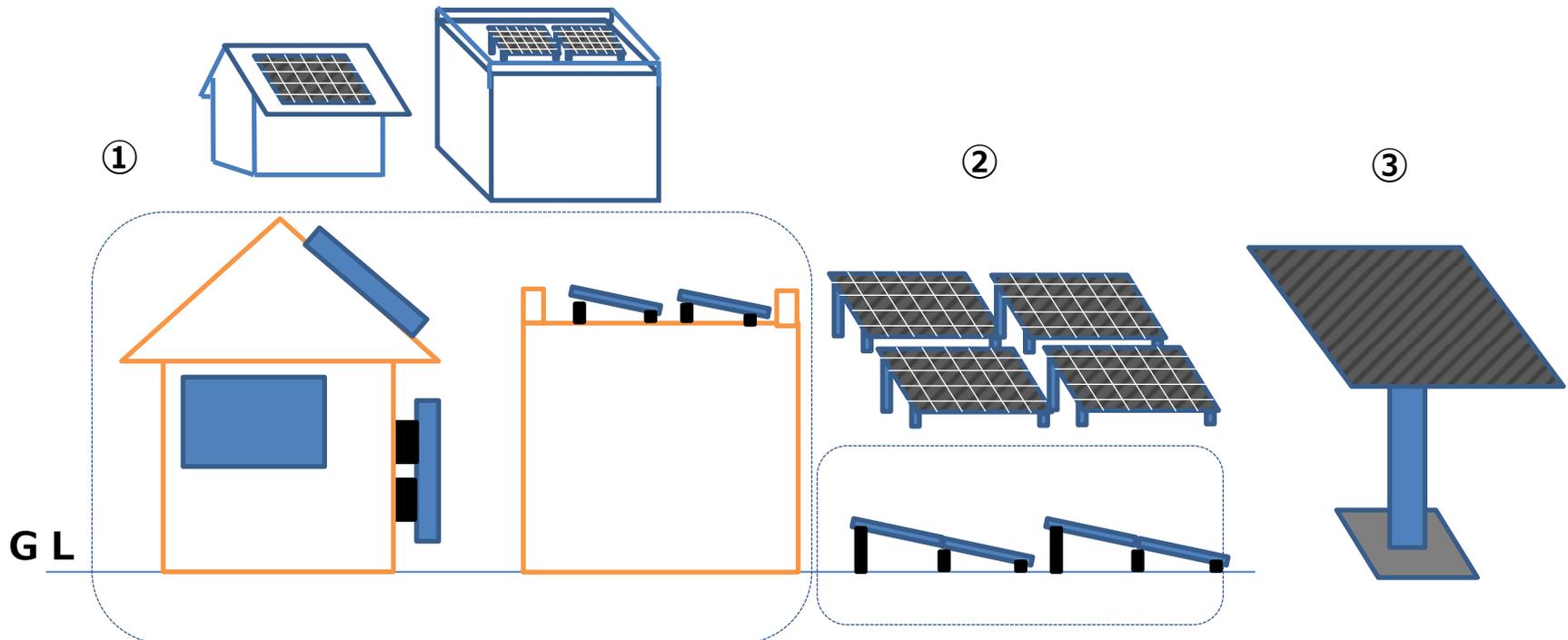
…建築物別途設置型：既存の建築物に別途設置するもので、屋根または外壁と一体となっていないもの（重点地区のみ）

工作物②

…地上設置平面型：地上に設置するもので、平面的に設置するもの（重点地区を含む景観計画区域の全域）

工作物③

…地上設置支柱型：地上に設置するもので、支柱上に設置するもの（重点地区を含む景観計画区域の全域）



2 届出対象とする行為

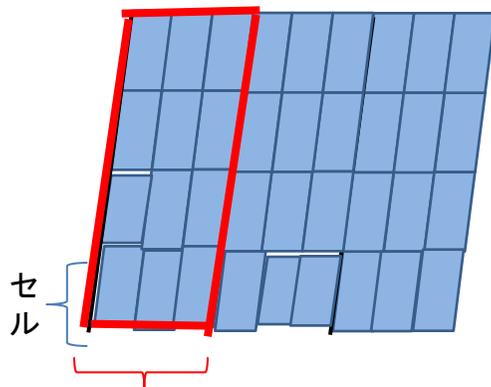
対象エリア		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸景観形成重点地区	伝統的沿道景観重点地区	田園ゾーン	丘陵部ゾーン	住宅地ゾーン	まちなかゾーン
従来対象行為 (新築、改築、増築または移転、外観を変更する修繕、模様替え、または色彩の変更)	建築物	○高さが5mを超える建築物または延床面積が10㎡を超える建築物		○高さが13m(田園ゾーンにあっては、10m)を超える建築物もしくは4階建以上の建築物または延床面積が300㎡を超えるもの			
	工作物	○高さが5mを超えるもの		○高さ13m(田園ゾーンにあっては、10m)以上のもの			

従来基準で対応する建築物・工作物①を除き、工作物②および工作物③の項目について届出対象行為に追加します。

太陽光発電設備等にかかる届出対象行為	建築物	従来基準の建築物の改築 (建築物の屋根材または外壁材と一体として使用するもので、モジュール面積(※)の合計が10㎡を超える行為が対象)	○届け出不要 (ただし、従来の届出基準に該当する建築物の改築・増築・外観の変更等にあたる場合は届出が必要。)
	工作物①	従来基準の建築物の外観変更 (建築物に別途設置するもので、太陽光発電設備等のモジュール面積の合計が10㎡を超える行為が対象)	
	工作物② 工作物③	○地上に設置する太陽光発電設備等で、高さが5mを超える行為、またはモジュール面積の合計が100㎡を超える行為	

※太陽光発電設備等…太陽光を電気に変換するための設備(集熱利用するものを含む)

※モジュール面積…太陽電池モジュール(太陽光を電力に変換する機器)および集熱器(太陽熱により水を温める機器)の面積



セル …太陽電池の基本単位

モジュール …セルを必要枚配列して、屋外で利用できるようパッケージ化したもの。太陽電池パネル。
(焦熱利用するものにあつては、太陽熱利用パネルを指すものとする。)

モジュール

※ 面積等の考え方

○面積

10㎡ …重点地区での届出対象行為のうち、新築・改築の他、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更の面積基準と整合（草津市景観条例施行規則第21条第3号）

100㎡ …重点地区における、面積を必要とする他の工作物（污水处理施設等）の届出対象行為の面積基準と整合（草津市景観条例施行規則第21条第2号）

1,000㎡ …①市内で農地転用許可を受けて設置された太陽光パネル（6件）のうち、最大の面積が約1000㎡
②国定公園内における太陽光発電設備等の設置について、普通区域内の面積基準、富士宮市等の他市町の届出対象行為面積を参考にした。

○高さ

5m …重点地区内における煙突、鉄塔、アンテナ等の高さを必要とする工作物の届出対象行為の基準と整合（草津市景観条例施行規則第21条第2号）

13m（田園ゾーンにおいては10メートル）

…市内の重点区域以外のゾーンにおける、煙突、鉄塔、アンテナ等の、高さを必要とする工作物の届出対象行為の基準に整合（草津市景観条例第3条に定義）

3 設置にかかる景観形成基準

重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
建築物 (建築物 一体型)	意匠	○太陽光発電設備等を設置する場合には、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。					
		○太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。					
【建築物の新築・改築とみなし、建築物の基準に追加】	色彩	○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色については色彩基準を適用しない。)					
		○太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁について、太陽光パネル及び周辺景観と調和した色彩とすること。					
		○太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。					

重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
工作物① (建築物別途 設置型) 【建築物の外 観変更にか かる模様替 え、色彩の 変更とみな し、建築物 の基準に追 加】	形態	○太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。					
		○太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにすること。					
		○太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。					
	意匠	○太陽光発電設備等を設置する場合には、太陽光パネルが公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。					
色彩	○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (太陽光発電設備等のパネルの色彩については色彩基準を適用しない。)						
		○太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁について、太陽光パネル及び周辺景観と調和した色彩とすること。					
		○太陽光発電設備等を設置した場合に、設備等に付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。					

重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
工作物② (地上設置 平面型) 【地上設置 の工作物 項目とし て基準新 設】	他の 工作物 基準 の準 用	琵琶湖岸景観形成重点地区における 工作物「汚水または排水を処理する 施設」の工作物の基準に準じること。	伝統的沿道景観重点地区における 左記工作物の基準に準じること。	重点地区以外の地域における左記工作物の基準に準じること。			
	位置	○地上に設置する平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。					
	規模	○地上に設置する平面型の太陽光発電設備等の最上部は、目隠し措置の高さより低くすること。					
	色彩	○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。こと。（太陽光発電設備等のパネルの色彩については、色彩基準を適用しない。） ○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。					

重点地区および各ゾーンにおける景観形成基準

		景観形成重点地区		景観形成重点地区以外の地区			
		琵琶湖岸 景観形成重点地区	伝統的沿道 景観重点地区	田園 ゾーン	丘陵部 ゾーン	住宅地 ゾーン	まちなか ゾーン
工作物③ (地上設置 支柱型) 【地上設置 の工作物 項目とし て基準新 設】	他の 工作物 基準の 準用	○琵琶湖景観形成重点地区における工作物「煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽」の工作物の基準に準じること。	○伝統的沿道景観重点地区における左記工作物の基準に準じること。	○田園ゾーンにおける左記工作物の基準に準じること。	○重点地区および田園ゾーンを除く、その他の地区における左記工作物の基準に準じること。		
	位置						
	規模						
	色彩	○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (太陽光発電設備等のパネルの色彩については、色彩基準を適用しない。) ○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。					